

静岡労働局発表

平成22年11月2日(火)

静岡労働局 職業対策課

職業対策課長 鈴木 康介
職業対策課長補佐 村田 政義
高齢者対策担当官 梅津 恵子

(電話) 054-271-9972

平成22年「高年齢者の雇用状況」集計結果

～「高年齢者雇用確保措置」実施済み企業は約97%とさらに進展、6月1日現在～

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成22年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、公的年金の定額部分の支給開始年齢が、平成25年4月から65歳に引き上げられることを受け、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置^(注1)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を出した「31人以上規模」の企業4,328社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

(注1) 定年の引き上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて平成25年4月までに段階的に引き上げられ、平成22年度4月1日に63歳から64歳になっている。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

- 高年齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は96.6%（前年比2.0ポイント上昇）。企業規模別でみると、「31～50人」の企業は94.1%で前年からは4.1ポイントと大きく上昇している。一方、「51～300人」では97.9%（同1.0ポイント上昇）、「301人以上」では98.6%（同1.1ポイント上昇）となっている。【別表1】

2 65歳定年等企業などの実施状況

- 「希望者全員が65歳以上まで働く企業」の割合は52.5%（同2.9ポイント上昇）。企業規模別では、「31～50人」が60.2%（同3.2ポイント上昇）と最も高く、「51～300人」は51.7%（3.2ポイント上昇）、「301人以上」は26.8%（同0.8ポイント上昇）となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。【別表4】
- 「70歳まで働く企業」の割合は20.8%（前年と同水準）。企業規模別では、「31～50人」では23.1%（同0.2ポイント低下）、「51～300人」で20.5%（同0.1ポイント上昇）である。一方、「301人以上」の大企業は12.7%（同0.3ポイント低下）となっている。【別表5】

3 高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

- 60～64歳の常用労働者数は4万2,350人で、前年より3,238人（8.3%）の増加。義務化前の平成17年とでは、比較可能な51人以上規模の企業で比較すると、2万1,164人から3万6,888人と1万5,724人（74.3%）の増加。
- 65歳以上の常用労働者数は1万7,860人で、前年より1,283人（7.7%）の増加。51人以上規模の企業で義務化前と比較すると、7,504人から1万5,185人と7,681人（102.4%）の増加となっている。【別表7】

<今後の重点的な取り組み>

静岡労働局では、高年齢者雇用確保措置の定着を図るとともに、希望者全員が少なくとも65歳まで働くことなどを目指し、次の2点を重点に取り組みを進めていきます。

○高年齢者雇用確保措置をまだ実施していない企業145社に対し、早急にその解消を図るために、各都道府県労働局やハローワークを通じて強力に個別指導する。

○平成25年には公的年金の定額部分の支給開始年齢が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引き上げも始まるなどを踏まえて、雇用確保措置義務年齢が平成25年4月1日から65歳に引き上げられることから、「希望者全員が65歳まで働く制度」の早めの導入に取り組むよう、企業に積極的に働きかける。

<集計対象>

31人以上規模の企業 4,328社

　中小企業 (31~300人規模) : 3,966社

　(うち 31~50人規模 : 1,478社、51~300人規模 : 2,488社)

　大企業 (301人以上規模) : 362社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は96.6%（4,183社）（前年比2.0ポイントの上昇）、51人以上規模の企業で98.0%（2,792社）（同1.0ポイントの上昇）となっている。

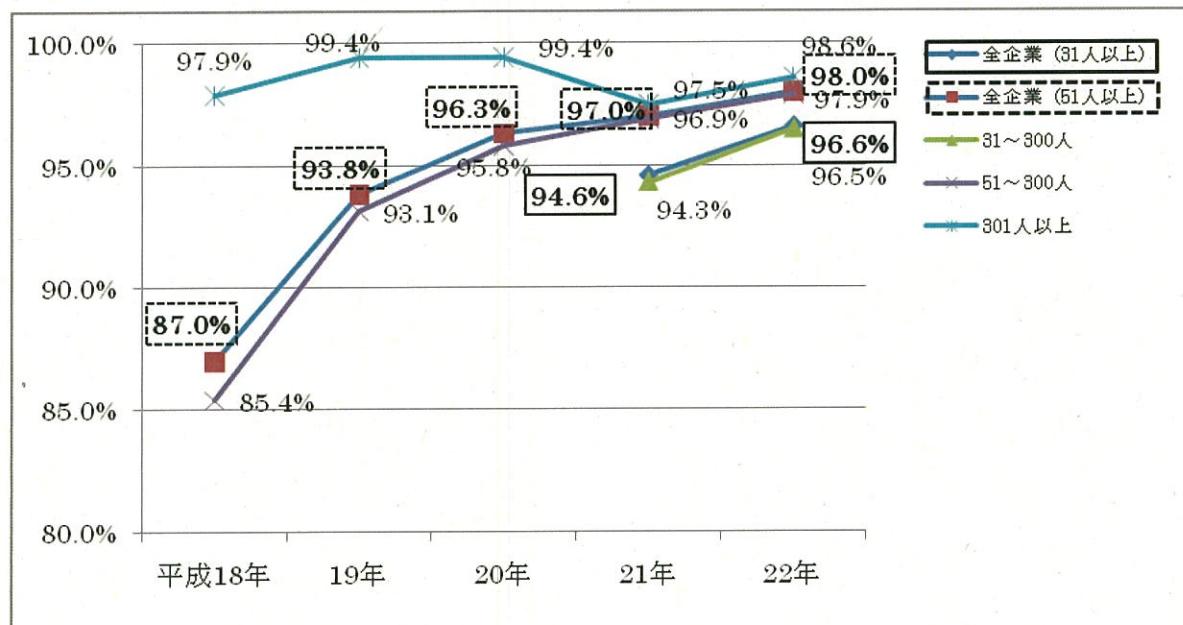
一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は3.4%（145社）（同2.0ポイントの低下）、51人以上規模の企業で2.0%（58社）（同1.0ポイントの低下）となっている。

平成22年4月1日より、雇用確保措置の義務年齢が63歳から64歳に引き上げられる一方で、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別紙表1）。

(2) 企業規模別の状況

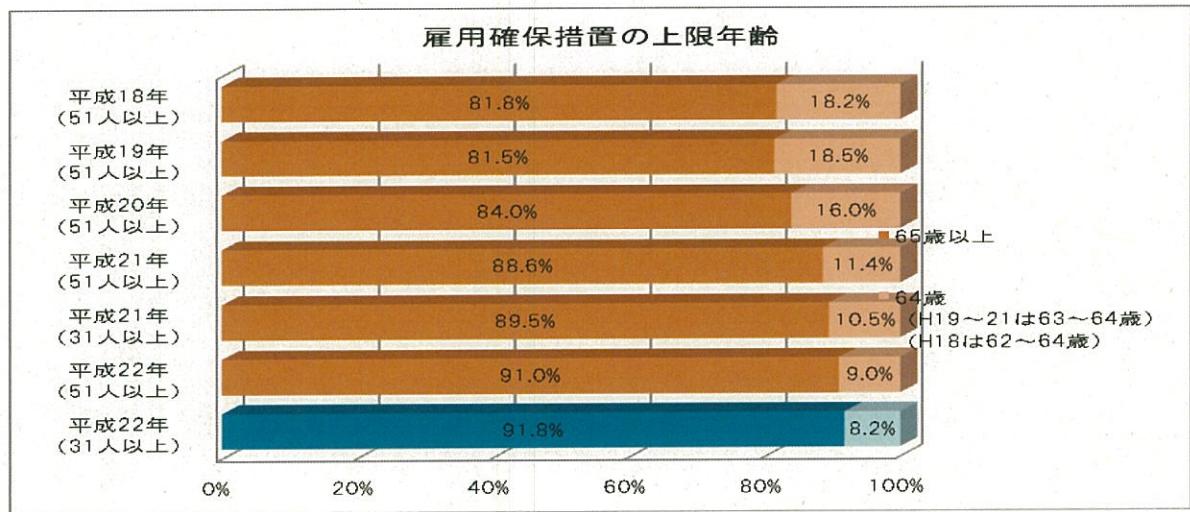
雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では98.6%（357社）（同1.1ポイントの上昇）、中小企業では96.5%（3,826社）（同2.2ポイントの上昇）となっている。大企業のほとんどが雇用確保措置を実施している一方で、若干の実施割合の低下が見られる。また、中小企業では特に、31～50人規模企業での実施割合の上昇が顕著である（別紙表1）。

（注）本報告は、平成20年度までは51人以上規模の企業を集計対象としていたが、平成21年度からは、31人以上規模の企業となった。



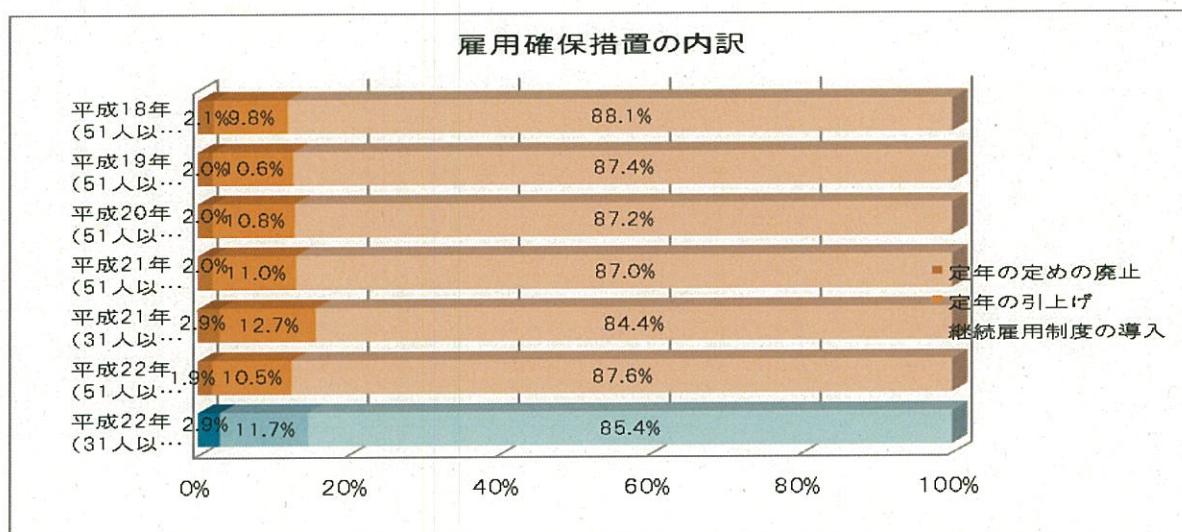
(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は8.2%（341社）（51人以上規模の企業で9.0%（252社））となる一方、法の義務化スケジュールより前倒して65歳以上を上限年齢としている企業（定年の定めのない企業を含む。）は91.8%（3,842社）（前年比2.3ポイントの上昇）となっている（別紙表3-1）。



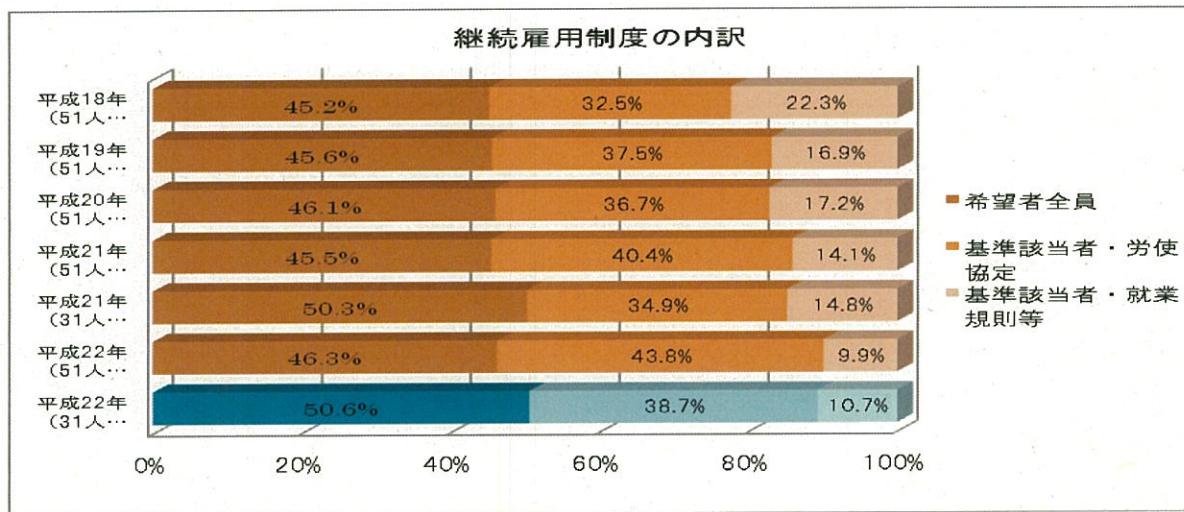
(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定めの廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.9% (122 社) (前年と同水準)、「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 11.7% (488 社) (同 1.0 ポイントの低下)、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 85.4% (3,573 社) (同 1.0 ポイントの上昇) となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が増している。(別紙表 3-2)。



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (3,573 社) のうち、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は 50.6% (1,807 社) (同 0.3 ポイントの上昇)、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は 38.7% (1,383 社) (同 3.8 ポイントの上昇)、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は 10.7% (383 社) (同 4.1 ポイントの低下) となっている(別紙表 3-3)。

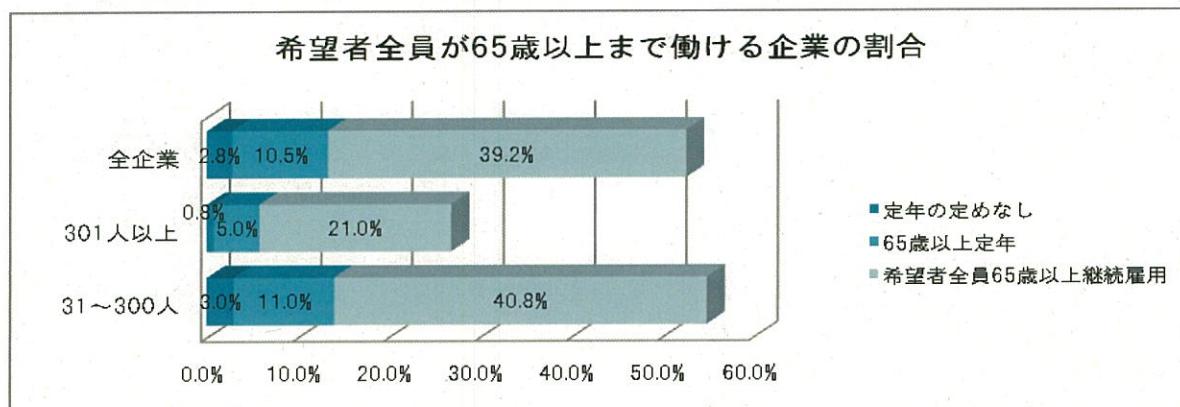


2 希望者全員が65歳以上まで働く企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働く企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は52.5%（2,274社）（前年比2.9ポイントの上昇）となっている。

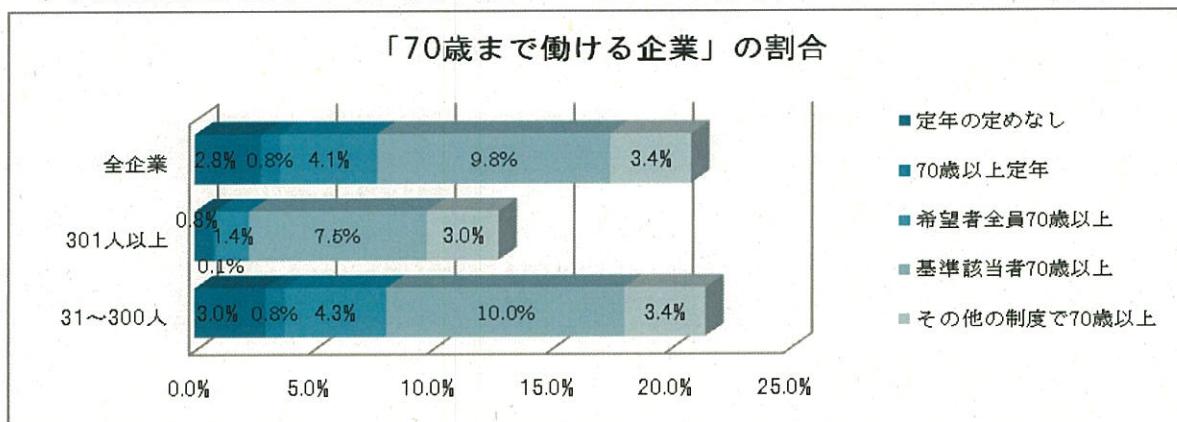
企業規模別に見ると、中小企業では54.9%（2,177社）（同3.2ポイント上昇）、大企業では26.8%（97社）（同0.8ポイント上昇）となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。（別紙表4）。



(2) 「70歳まで働く企業」の状況

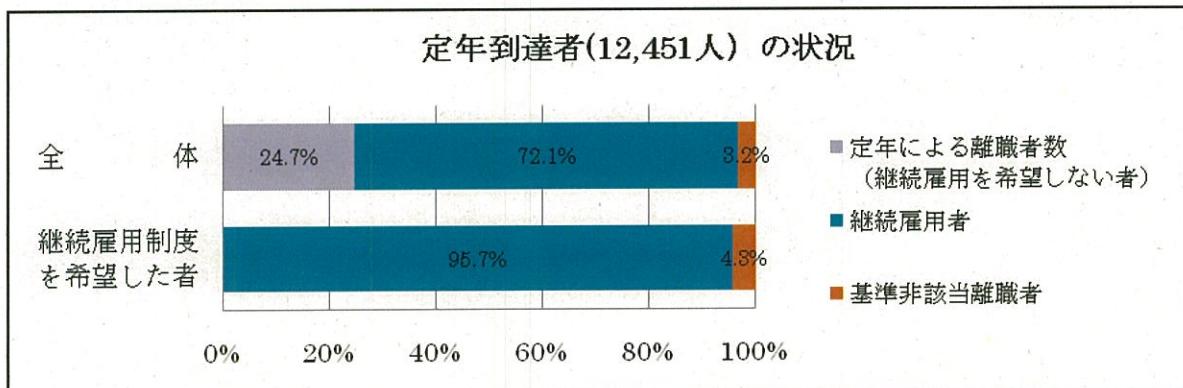
「70歳まで働く企業」の割合は20.8%（899社）（前年と同水準）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では21.5%（853社）（前年と同水準）、大企業では12.7%（46社）（同0.3ポイント低下）となっている（別紙表5）



3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者（1万2,451人）のうち、継続雇用された者の数（割合）は、8,978人（72.1%）、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は400人（3.2%）、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は95.7%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は4.3%となっている。（別紙表6）。



4 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

- 31人以上規模企業における60歳～64歳の常用労働者数は42,350人（前年比8.3%増加）。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較すると、21,164人から36,888人に増加（74.3%の増加）した。
- 31人以上規模企業における65歳以上の常用労働者数は17,860人（同7.7%増加）。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前（平成17年）と比較すると、7,504人から15,185人に増加（102.4%の増加）と、高年齢労働者は引き続き増加傾向にある。（別紙表7）

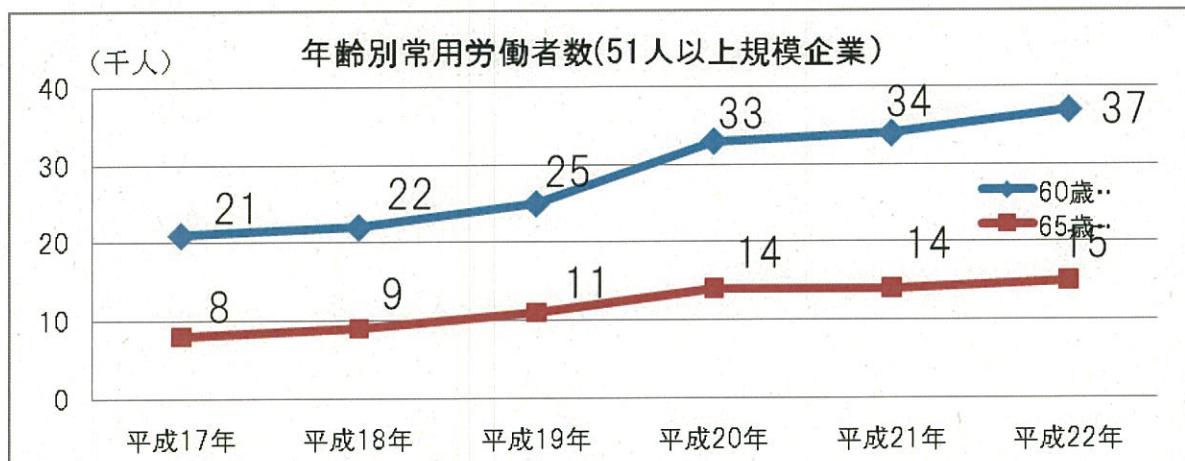


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み	②未実施	①+②合計
31～300人	3,826 (3,815)	140 (230)	3,966 (4,045)
	96.5% (94.3%)	3.5% (5.7%)	100.0% (100.0%)
31～50人	1,391 (1,368)	87 (152)	1,478 (1,520)
	94.1% (90.0%)	5.9% (10.0%)	100.0% (100.0%)
51～300人	2,435 (2,447)	53 (78)	2,488 (2,525)
	97.9% (96.9%)	2.1% (3.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	357 (352)	5 (9)	362 (361)
	98.6% (97.5%)	1.4% (2.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	4,183 (4,167)	145 (239)	4,328 (4,406)
	96.6% (94.6%)	3.4% (5.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	2,792 (2,799)	58 (87)	2,850 (2,886)
	98.0% (97.0%)	2.0% (3.0%)	100.0% (100.0%)

(注)()内は、平成21年6月1日現在の数値。表1～5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合	②未実施企業割合
規模別	31～50人	94.1% (90.0%)	5.9% (10.0%)
	51～100人	97.3% (96.5%)	2.7% (3.5%)
	101～300人	98.7% (97.6%)	1.3% (2.4%)
	301～500人	98.3% (97.8%)	1.7% (2.2%)
	501～1,000人	98.3% (97.1%)	1.7% (2.9%)
	1,001人以上	100.0% (97.2%)	— (2.8%)
	合 計	96.6% (94.6%)	3.4% (5.4%)
産業別		31人以上	51人以上
	農、林、漁業	92.3% (83.3%)	100.0% (100.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	建設業	96.9% (95.5%)	99.1% (97.1%)
	製造業	96.7% (95.2%)	97.7% (97.4%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0% (100.0%)	100.0% (100.0%)
	情報通信業	97.9% (89.1%)	100.0% (96.8%)
	運輸、郵便業	97.5% (94.5%)	99.3% (97.9%)
	卸売業、小売業	96.4% (93.9%)	97.5% (96.2%)
	金融業、保険業	97.1% (94.3%)	96.9% (96.8%)
	不動産業、物品販貸業	95.8% (87.5%)	100.0% (90.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	95.1% (92.1%)	100.0% (95.3%)
	宿泊業、飲食サービス業	94.0% (95.0%)	96.4% (95.1%)
	生活関連サービス業、娯楽業	98.0% (95.5%)	98.2% (96.3%)
	教育、学習支援業	95.0% (95.8%)	98.0% (97.9%)
	医療、福祉	96.8% (96.5%)	98.1% (97.7%)
	複合サービス事業	100.0% (88.9%)	100.0% (96.3%)
	サービス業(他に分類されないもの)	96.0% (93.1%)	96.8% (96.4%)
	公務・その他	100.0% —	100.0% —
	合 計	96.6% (94.6%)	98.0% (97.0%)

表3-1 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

	①65歳以上 (含定年制なし)	②64歳 (H21年は63~64歳)	①+②合計	(社、%)
31~300人	3,525 (3,420) 92.1% (89.6%)	301 (395) 7.9% (10.4%)	3,826 (3,815) 100.0% (100.0%)	
	1,302 (1,251) 93.6% (91.4%)	89 (117) 6.4% (8.6%)	1,391 (1,368) 100.0% (100.0%)	
51~300人	2,223 (2,169) 91.3% (88.6%)	212 (278) 8.7% (11.4%)	2,435 (2,447) 100.0% (100.0%)	
	317 (311) 88.8% (88.4%)	40 (41) 11.2% (11.6%)	357 (352) 100.0% (100.0%)	
301人以上	3,842 (3,731) 91.8% (89.5%)	341 (436) 8.2% (10.5%)	4,183 (4,167) 100.0% (100.0%)	
	2,540 (2,480) 91.0% (88.6%)	252 (319) 9.0% (11.4%)	2,792 (2,799) 100.0% (100.0%)	
31人以上 総計				
51人以上 総計				

表3-2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

	①定年の定めの廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	①+②+③合計	(社、%)
31~300人	119 (120) 3.1% (3.1%)	469 (507) 12.3% (13.3%)	3,238 (3,188) 84.6% (83.6%)	3,826 (3,815) 100.0% (100.0%)	
	68 (67) 4.9% (4.9%)	196 (219) 14.1% (16.0%)	1,127 (1,082) 81.0% (79.1%)	1,391 (1,368) 100.0% (100.0%)	
51~300人	51 (53) 2.1% (2.2%)	273 (288) 11.2% (11.8%)	2,111 (2,106) 86.7% (86.0%)	2,435 (2,447) 100.0% (100.0%)	
	3 (2) 0.8% (0.6%)	19 (21) 5.3% (6.0%)	335 (329) 93.8% (93.4%)	357 (352) 100.0% (100.0%)	
301人以上	122 (122) 2.9% (2.9%)	488 (528) 11.7% (12.7%)	3,573 (3,517) 85.4% (84.4%)	4,183 (4,167) 100.0% (100.0%)	
	54 (55) 1.9% (2.0%)	292 (309) 10.5% (11.0%)	2,446 (2,435) 87.6% (87.0%)	2,792 (2,799) 100.0% (100.0%)	
31人以上 総計					
51人以上 総計					

表3-3 継続雇用制度の内訳

	①希望者全員	②基準該当者	①+②合計	(社、%)
31~300人	1,721 (1,681) 53.2% (52.7%)	1,517 (1,507)		
		労使協定	就業規則等	3,238 (3,188)
		1,134 (986) 35.0% (30.9%)	383 (521) 11.8% (16.4%)	100.0% (100.0%)
31~50人	674 (659) 59.8% (60.9%)	453 (423)		
		労使協定	就業規則等	1,127 (1,082)
		312 (244) 27.7% (22.6%)	141 (179) 12.5% (16.5%)	100.0% (100.0%)
51~300人	1,047 (1,022) 49.6% (48.5%)	1,064 (1,084)		
		労使協定	就業規則等	2,111 (2,106)
		822 (742) 38.9% (35.2%)	242 (342) 11.5% (16.3%)	100.0% (100.0%)
301人以上	86 (87) 25.7% (26.4%)	249 (242)		
		労使協定	就業規則等	335 (329)
		249 (242) 74.3% (73.6%)	— —	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	1,807 (1,768) 50.6% (50.3%)	1,766 (1,749)		
		労使協定	就業規則等	3,573 (3,517)
		1,383 (1,228) 38.7% (34.9%)	383 (521) 10.7% (14.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	1,133 (1,109) 46.3% (45.5%)	1,313 (1,326)		
		労使協定	就業規則等	2,446 (2,435)
		1,071 (984) 43.8% (40.4%)	242 (342) 9.9% (14.1%)	100.0% (100.0%)

※ 301人以上規模の企業においては、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができる
とする経過措置は平成21年3月31日が終期となっていることから、就業規則で基準を定めている企業(5社)については、雇用確保
措置未実施企業とみなされるため、本欄には計上されていない。

表4 65歳以上まで希望者全員が働く企業の状況

(社、%)

	定年の定めなし	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用	合計	報告した全ての企 業	
31～300人	119 (120)	438 (423)	1,620 (1,549)	2,177 (2,092)	3,966 (4,045)	
	3.0% (3.0%)	11.0% (10.4%)	40.8% (38.3%)	54.9% (51.7%)	100.0% (100.0%)	
31～50人	68 (67)	187 (189)	635 (611)	890 (867)	1,478 (1,520)	
	4.6% (4.4%)	12.7% (12.4%)	43.0% (40.2%)	60.2% (57.0%)	100.0% (100.0%)	
51～300人	51 (53)	251 (234)	985 (938)	1,287 (1,225)	2,488 (2,525)	
	2.0% (2.1%)	10.1% (9.3%)	39.6% (37.1%)	51.7% (48.5%)	100.0% (100.0%)	
301人以上	3 (02)	18 (15)	76 (77)	97 (94)	362 (361)	
	0.8% (0.5%)	5.0% (4.2%)	21.0% (21.3%)	26.8% (26.0%)	100.0% (100.0%)	
31人以上 総計	122 (122)	456 (438)	1,696 (1,626)	2,274 (2,186)	4,328 (4,406)	
	2.8% (2.8%)	10.5% (9.9%)	39.2% (36.9%)	52.5% (49.6%)	100.0% (100.0%)	
51人以上 総計	54 (55)	269 (249)	1,061 (1,015)	1,384 (1,319)	2,850 (2,886)	
	1.9% (1.9%)	9.4% (8.6%)	37.2% (35.2%)	48.6% (45.7%)	100.0% (100.0%)	

表5 「70歳まで働く企業」の状況

(社、%)

	定年の定めなし	70歳以上定年	継続雇用制度			合計	報告した全ての企 業
			希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の制度で70歳 以上		
31～300人	119 (120)	33 (25)	172 (177)	395 (399)	134 (149)	853 (870)	3,966 (4,045)
	3.0% (3.0%)	0.8% (0.6%)	4.3% (4.4%)	10.0% (9.8%)	3.4% (3.7%)	21.5% (21.5%)	100.0% (100.0%)
31～50人	68 (67)	17 (16)	87 (86)	119 (127)	51 (58)	342 (354)	1,478 (1,520)
	4.6% (4.4%)	1.2% (1.0%)	5.9% (5.7%)	8.1% (8.4%)	3.5% (3.8%)	23.1% (23.3%)	100.0% (100.0%)
51～300人	51 (53)	16 (9)	85 (91)	276 (272)	83 (91)	511 (516)	2,488 (2,525)
	2.0% (2.1%)	0.6% (0.3%)	3.4% (3.6%)	11.1% (10.8%)	3.3% (3.6%)	20.5% (20.4%)	100.0% (100.0%)
301人以上	3 (2)	- -	5 (3)	27 (32)	11 (10)	46 (47)	362 (361)
	0.8% (0.5%)	- -	1.4% (0.8%)	7.5% (8.9%)	3.0% (2.8%)	12.7% (13.0%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	122 (122)	33 (25)	177 (180)	422 (431)	145 (159)	899 (917)	4,328 (4,406)
	2.8% (2.8%)	0.8% (0.5%)	4.1% (4.1%)	9.8% (9.8%)	3.4% (3.6%)	20.8% (20.8%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	54 (55)	16 (9)	90 (94)	303 (304)	94 (101)	557 (563)	2,850 (2,886)
	1.9% (1.9%)	0.6% (0.3%)	3.2% (3.3%)	10.6% (10.5%)	3.3% (3.5%)	19.5% (19.5%)	100.0% (100.0%)

※「その他の制度で70歳以上」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度がある場合を指す。

表6 定年到達者の状況

(人、%)

	定年到達者 総数	定年による離職者数 (継続雇用を希望しない者)	継続雇用を 希望した者		継続雇用者		継続雇用を希望した が基準に該当しない ことによる離職者		継続雇用の 終了による離 職者
31人以上 規模企業 合計	12,451人	3,073人 24.7%	9,378人 (100%)	75.3%	8,978人 (95.7%)	72.1%	400人 (4.3%)	3.2%	2,771人

(注)括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

規 模 企 業 5 1 人 以 上	年齢計	年齢計		60~64歳		65歳以上	
		平成17年	518,094人 (100.0)	21,164人 (100.0)	7,504人 (100.0)		
平成18年	538,510人 (103.9)			22,054人 (104.2)		9,017人 (120.2)	
平成19年	561,874人 (108.4)			25,136人 (118.8)		10,631人 (141.7)	
平成20年	605,121人 (116.8)			32,527人 (153.7)		13,575人 (180.9)	
平成21年	586,685人 (113.2)			33,853人 (160.0)		13,755人 (183.3)	
平成22年	597,211人 (115.3)			36,888人 (174.3)		15,185人 (202.4)	
規 模 企 業 3 1 人 以 上	平成21年	646,810人 (100.0)		39,112人 (100.0)		16,577人 (100.0)	
	平成22年	656,292人 (101.5)		42,350人 (108.3)		17,860人 (107.7)	

(注)括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)

表8 都道府県別の状況

(%)

	雇用確保措置導入企業割合	65歳以上まで希望者全員が働く企業割合	70歳まで働く企業割合
北海道	95.0	44.2	15.8
青森	97.0	51.8	18.2
岩手	96.0	56.1	15.8
宮城	95.4	43.9	14.6
秋田	98.6	58.2	13.7
山形	97.5	43.4	12.2
福島	95.7	47.4	13.8
茨城	96.9	50.2	17.5
栃木	95.8	51.1	16.4
群馬	96.1	52.7	15.1
埼玉	96.2	50.4	19.4
千葉	95.4	50.9	22.6
東京	96.8	35.8	15.1
神奈川	96.5	44.8	17.0
新潟	98.1	54.8	11.8
富山	98.4	47.9	14.8
石川	95.7	49.4	16.5
福井	98.6	56.3	16.7
山梨	95.9	48.9	13.6
長野	98.3	56.4	19.2
岐阜	98.7	59.7	20.3
静岡	96.6	52.5	20.8
愛知	97.8	48.8	21.5
三重	96.8	56.1	21.0
滋賀	95.8	45.6	16.4
京都	95.9	49.1	18.5
大阪	97.4	41.5	15.6
兵庫	95.2	46.1	16.6
奈良	94.9	51.5	23.1
和歌山	93.4	45.6	16.4
鳥取	97.3	45.7	15.6
島根	99.2	57.1	21.4
岡山	96.3	49.5	20.1
広島	97.8	51.8	19.2
山口	96.2	51.7	19.9
徳島	95.4	49.2	19.7
香川	96.3	50.3	18.2
愛媛	98.7	43.4	17.5
高知	97.4	45.8	15.5
福岡	95.8	43.1	16.1
佐賀	98.3	46.5	17.0
長崎	93.9	44.4	18.2
熊本	95.4	45.5	14.9
大分	97.5	55.8	18.5
宮崎	97.1	51.1	14.7
鹿児島	98.8	52.2	20.4
沖縄	86.2	42.8	17.0
全国計	96.6	46.2	17.1

(注)31人以上規模企業の状況